

令和3年度 第2回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

令和3年8月10日（火）

武蔵野クリーンセンター見学者ホール（管理棟2階）

令和3年度 第2回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和3年8月10日（火） 午後1時30分から3時15分まで

会 場：武蔵野クリーンセンター見学者ホール（管理棟2階）

出席者：

*委員15名

生駒 耕示 （被保険者代表）
日名子 英男 （被保険者代表）
今井 孝一 （被保険者代表）
北山 富久子 （被保険者代表）
伊藤 直樹 （被保険者代表）
藤田 進彦 （医療機関代表）
西澤 英三 （医療機関代表）
川崎 泰一郎 （医療機関代表）
大野 あつ子 （公益代表）
ひがし まり子 （公益代表）
内山 さとこ （公益代表）
橋本 しげき （公益代表）
西園寺 みきこ （公益代表）
西塚 裕行 （保険者代表）
匂坂 仁 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部 保健医療担当部長
保険年金課長
国保年金係長
資格・給付担当係長
財務部納税課長
財務部納税課納税係長（課長補佐）

欠席者：

*委員2名

長谷川 ひとみ（医療機関代表）

飯川 和智（医療機関代表）

【会 長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和3年度第2回国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また猛暑の中、皆様にはご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本運営協議会は、「委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができない。」とされております。本日は15名の委員にご参集いただいておりますので、会議は成立しております。

それでは、進めさせていただきます。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申し込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

（傍聴者：なし）

次に、会議録署名委員を決めさせていただきます。

（会議録署名委員決定）

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議題(1)「諮問事項」の「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和3年度改定版）（案）について」、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

(資料説明)

【会 長】 説明が終わりました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、また前回、質疑をいただけなかった財政健全化計画の進捗状況等につきまして、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っておりますので、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

また、皆さんマスクをしていらっしゃると思いますので、少し大きめの声で発言していただければ、なお聞き取りやすいかと思っておりますので、ご協力をお願いします。

【委 員】 ご説明ありがとうございました。それでは、何点か質問させていただきます。

まず1つは、コロナの影響ということでございますが、前回配っていただきました資料で、影響が非常に限定的であったというような記載があったかと思っております。また今回も、財政健全化計画の改定案の中におきましても、16 ページで、コロナ禍の影響ということで書いていただいておりますが、この中で、減免制度を適用された方が411世帯ということで、3万ぐらいの世帯がある中で411世帯ということなので、本当に限定的なのかなとは思いますが、このコロナ禍の影響ということで、もう少し詳しく教えていただければと思います。限定的ということで、どういうところに影響があつて、また、税額等を見ましてもほとんど変わっていないので、確かに所得は落ちていないのかなということとはよくわかるところでございますが、「限定的」と言われる影響について1点お伺いいたします。

それから、赤字解消をしていくということで、幾つか数字が出てくるので確認させていただきたいのですが、まず、1人当たりの赤字ということで算定されておりますが、この健全化計画の中に、年度末の被保険者の人数と年間平均の人数が出てきますけれども、この1人当たりというのはどちらの人数を採用されているのかということと、赤字の部分ですが、15 ページに、決算補填等目的の一般会計繰入金ということで、一般会計繰入金と法定外繰入金と決算補填等目的という

3種類の金額が出てきますけれども、この赤字の部分は、どの金額を人数で割っていくのかということを確認させていただきたいと思います。

そして、最後に、22 ページですけれども、令和2年に税率を上げて、そのことで赤字は5,314円減ったのだけれども、その前の平成30年から令和元年に至るところで赤字がふえているんですね。その増えた理由については、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

【事務局】 私からは、コロナの影響と、あとは令和元年度に赤字繰入額が増えた理由をお話しさせていただきます。

まず、コロナの影響につきましては、委員からお話をいただいたように、減免ということと言えますと、令和2年度に約400世帯の方を対象に減免を行っております。この方々につきましては、国の制度にのっとった減免制度でございまして、令和2年度の収入が3割以上、下がった方が対象になります。収入という面では、非常に大きな影響を受けた方が減免の対象になっている。その世帯の数が411世帯でございます。

一方、前回の資料にもつけさせていただいておりますが、今申し上げましたのはコロナ禍の影響で3割以上所得が減少した世帯が約400世帯ということでございますが、国保の収入の状況を見るに当たりましては、収入が減った理由がコロナであると明確にされているものは、今申し上げました減免制度で、コロナの影響があるからということで申請をいただいた方は、そういう意味では把握ができています。

ただ、全般としてコロナの状況はどうかというところで見ますと、前回の資料3「財政健全化計画の進捗状況」の14ページに記載させていただいておりますが、「所得減少世帯の割合の推移」ということで、3割に限らず令和2年、コロナの影響を受けた年度における前年度と比べて所得が減った世帯の割合というものを見ますと、令和3年度の当初課税の状況につきましては、29.3%という数字でございます。一方で前年（令和2年度）については31.8%、令和元年度は39.7%ということで、所得が減っている世帯の割合という意味合いでは、実は減っている世帯数が減っているということになります。

コロナの影響を受けて、それこそ収入で3割以上減という大きな影響を受け

た世帯がいらっしゃる一方で、所得が下がっていない世帯の数も、割合としては増えているような状況があります。

そのような状況がありますので、「影響は限定的」というような言い方をさせていただきます。

コロナの影響によって大きな影響を受けている世帯がいらっしゃる一方で、収入自体はそれほど変わっていない世帯も一定数いらっしゃるというところで、「限定的な影響」という言い方をさせていただきます。

また、資料1の22ページで、第4節の部分に記載してございますけれども、平成30年度から令和元年度にかけて、赤字額が1人当たり2,204円増加しているところについてでございますが、こちらにつきましては、平成30年度から令和元年度、計画自体の策定は令和元年10月でございますけれども、その計画を策定している最中に赤字額が増えているような状況でございます。

こちらにつきましては、この財政健全化計画を立てている時点で赤字繰入額というのは、実は増傾向でございまして、その傾向が令和元年度においても及んでいたということでございます。

一方で、令和2年度の計画期間に入った段階で税率の見直し等を行っておりますので、それによって赤字繰入額自体が減っているというところでございます。

【事務局】 赤字繰入額に関するご説明をさせていただきます。今回の資料1、冊子の15ページ、表17をご覧くださいければと思います。

先ほどご指摘いただきましたとおり、赤字繰入額については、そもそも一般会計繰入金なのか法定外繰入金なのか決算補填等目的繰入金なのか、資料上わかりづらく申し訳ございませんでした。

表17につきましては、一番右側の決算補填等目的の繰入金というのが、今回の赤字解消の対象となっているものになります。この財政健全化計画におきましては、決算補填等目的繰入金に加えて、東京都で行っている事業費の金額算定に係る激変緩和措置で来ているお金が、平成30年度ベースで2億円ぐらいですけれども、その金額を含めた金額として赤字額を計上しております。

この全体の赤字額を割り返す被保険者数についてですが、こちらは、先ほど

年度末なのか年間平均なのかというお話をいただきましたが、これは年間平均の被保険者数で割り返しております。一般会計繰入金の中の法定外繰入金のうち、決算補填等目的繰入金の額と激変緩和措置の額の合計を年間平均被保険者数で割ったものを1人当たりの赤字額として算出させていただいております。

【委員】 詳しいご説明をありがとうございました。

私も幾つか割り算をさせていただいたのですが、なかなかこの数字にならず、どうしたのかなと思っておりました。

ということは、一番最初のところに説明があった激変緩和の繰入金というのが、平成30年は2億円程度が東京都から来ていて、それも含めて、もともと12億円の削減を図るというお話であったと。

それで、その激変緩和の繰入金というのが、令和5年までしかないということで、それも変わっていく金額ということですね、徐々に減らされていく金額であると。それと、実際の決算補填の繰入金を現役の人数で割っているのが、この数になると。

そこで、前回も少しお話しをさせていただいたのですが、給付の部分ですね。医療費として使って、東京都からもらっている給付の部分が5ページに出ている、1人当たりの数字も出していただいていますけれども、これは、徐々にですが減少をしている。それで、税率は上げました、あと、保険税は、税金はちゃんと取っているということで回収、保険税も取っている。その中で、納付金は何となくずっと変わらずに納付をしているような状況が見てとれる。

その中で、ちょっと赤字が増えてしまったという先ほどの課長のご説明ではありましたが、平成30年から令和元年で1人当たりの赤字分5,313円増えてしまったと。これを、年間平均の人数で掛け算をしますと1億5,000万円ぐらいの赤字が増えていることになっている。それで、令和2年に税率を上げたことで、ちょっと落ち着いているけれども、ちゃんと保険税も集めていますし、給付と言われる医療費の部分は、人数が減ったことにもよるかと思いますが、減っています。その中で、令和元年だけが1億5,000万円もふえるというのが、ちょっとわかりにくい。何で増えたのかという部分がわからないと、計画を立てていく中でもなかなか難しいのかなとは思っております。

それで、23 ページに「実行計画」と「長期展望計画」ということで示していただいている、今回、差が出たので500円ずつ上乗せをして4,500円のところを5,000円を目標にしていきたいと思いますという表が書いてありますけれども、令和元年に1億5,000万円ずれてしまった理由が明確になってこない、これからも、もしかしたらそういうずれが生じるのではないかという懸念を持ってしまっているのですが、もしまたずれてきたら、また上がってしまうのか、その辺についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

【事務局】 特に、都に支払う納付金の計算については、市の取り組みに対して、様々な取り組みに対してインセンティブをつけるために、都が効果があると思うものについてはプラスの評価、マイナスの影響があると思うものについてマイナスの評価ということで、細かい係数等を積み上げの中で納付金の算定額が決まってきました。

そういう意味で言いますと、どういう理由で納付金等が増えたか、減ったかというところは、事務局としても非常に苦慮しているところは、正直ございません。

本来であれば、それこそ医療費が減って、税率を上げて、という形で取り組みが進むのであれば、それに応じて比例の関係で納付金が確定できれば一番望ましいとは思っていますけれども、その納付金の割り振りに関しては、東京都として総額が決まっているものについて、武蔵野市の取り組みだけではなくて他の自治体の取り組みを含めた中で納付金が決まってきたところが非常にわかりにくいところだと思っております。

理由については、おっしゃるとおりどういう理由で、ということは追求して、それに基づいて取り組みをするということで進めてまいりたいと思っておりますけれども、目標に対してのずれに関しては、税率を見直す個々の年度で、その内容を精査する中で調整していかざるを得ないかなと思っています。

【委員】 ご説明ありがとうございます。

広域化をしたということで、東京都全体のお財布の中で医療費が上がったとか下がったとかという全体がまずあって、その中の武蔵野市分の割り振りが来るので、1市ではなかなか難しいと。だけれども、武蔵野市としても、やはり

医療費を削減していく方向にみんなと一緒に進んでいかないと全体が下がらないので武蔵野市の分も下がらないというふうに理解しましたが、それでよろしいのでしょうか。

あと、一つ気になっているのは、所得の平均の表もつけていただいたかと思えますけれども、その中で、武蔵野市は26市の中でもトップクラスに、国保の世帯においても平均所得が大きいのですが、武蔵野市の所得が高いということで応能割というのでしょうか、ほかの所得が高くないところよりも払う分が大きくなっていくということはあるのでしょうか。

【事務局】 納付金というか、個々の取り組みについては、やはり医療費をどう少なくしていくかということは非常に大きな課題だと思っております。そういう意味では、複雑な係数はありますけれども、要は武蔵野市を含めた全体が医療費削減、実際には削減は難しいのかもしれませんが、抑制することによって負担を減らす、負担が増えないようにするというような取り組みは継続的に必要なものと考えております。

それから、所得と負担のあり方につきまして、ご質問をいただきました。

おっしゃるとおり、武蔵野市は多摩の中では最も所得の高い市であります。前回の資料として保険税率の資料を皆さんにお配りさせていただいていると思えますけれども、それを見ていただきますと、税率としては、武蔵野市は他の自治体と比べて低い税率となっております。

一方で、所得が高いということで金額ベースで見ますと、今回、資料はおつけしていませんが、所得が高いことによって金額としては平均か平均よりちょっと下ぐらいの保険税を支払っています。

ただ、今後の国保制度を考えるにあたって考えていかなければいけないのは、世帯構成としても、この国保制度は高齢者が多くて、若い方は職の不安定な方が多いということで、非常に不安定な制度であることには留意しなければいけないと思っております。

そういう意味で言いますと、国保制度を持続可能なものとするには、やはり一定費用がかかります。その際には、所得のある方については、やはり一定お支払いをいただく中で、この制度を維持していかざるを得ないものと思ってお

ります。

そういう意味で言いますと、税金的な負担の仕方と言いますか、要は一定の比率に応じて、所得に応じて負担をしていただくというのが、今後の国保の一つの姿ではないかと考えております。

【会長代行】 幾つかお聞きします。

計画の改定（案）の2ページに、第2節「計画の期間」というのがありまして、第1期財政健全化計画、これは、実行計画が8年間、長期展望計画が8年間、合計16年間ということで、第1期の財政健全化計画が16年間ということの、今回改定（案）があったわけですが、改定前の現在の計画では、この間、現在の計画の冊子を配っていただいています。現在の計画の2ページを見ると、第1期の財政健全化計画が8年間で、それを4年・4年に分けて第1次計画・第2次計画というのが前半・後半になっています。第1期の財政健全化計画自体を8年間から16年間にするという考え方についてお聞きしたいと思います。

これは、第1期ということだから第2期とか、次もあるのだらうと思いますけれども、第1期の計画自体を16年にしたことの考え方をお聞きします。

それから、もう一点聞きますが、改定（案）の2ページの、第3節「計画の推進」の2番の「計画の見直し」です。

第1段落は、今の話の関係ですが、第2段落、「その他経済情勢の悪化や大規模な制度改正等といった国民健康保険制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画期間の途中においても随時見直しを行う。」というのは、今回もそれだということだらうと思いますけれども、それで、今日の机上配付資料2があって、これは説明資料ですね。第1の「内容」のところの1の「見直し」があって、見直しの(1)は「コロナ禍の影響」、(2)は「国・都・他自治体の動向」となっているわけですよ。

「コロナ禍の影響」については、先ほども質問があって、「影響は限定的だ」というような記述がここにもありますけれども、限定的だと。それで、「削減計画の目標額は変更はしない。ただし、今後もコロナ禍の影響を注視する。」とありますよね。

先ほど私が読んだ計画（案）というか、現計画の記述は変わらないことになるのでしょうけれども、経済情勢の悪化も見直しの要素になると言っていますが、しかし、コロナ禍の影響は限定的だから、結局目標は見直さないでいるわけでしょうから、目標は見直さないで4,500円の1人当たりの赤字額を、実績を勘案して5,000円に上げるというわけだから、結局コロナ禍の影響があったけれども、計画は見直さないで、むしろこれまでのツケがあるから上げますというのは、見直しの方向性としてどうなのかと。

当初の見直しの趣旨は、「経済状況の悪化」という言葉、経済状況が悪化していけば、当然国保の皆さんもそれなりに大変になるから、少し値上げ幅を抑えましょうとか、そういう意味での見直しの方向性として想定したと思うんですけども、そうではないのかということをお聞きします。

【会 長】 それでは、計画期間と見直しの方向性について、お願いします。

【事務局】 計画期間につきましては、委員ご指摘のとおり、当初8年間の計画を倍の16年間の計画にして、前期を実行計画、後期を長期展望計画という形での見直しの案を作成しております。

こちらの趣旨といたしましては、基本的には、この運営協議会で議論をしていただいた第1期の計画を尊重した形で、今後も計画を推進していきたいというような趣旨がございまして、現在の健全化計画というのが、この（案）が仮にとれた場合については、財政健全化計画の中の「実行計画」という形で位置づけることができるということで、その計画を一定尊重する中で、その期間を倍にして、目標を解消年度に設定するという形での計画期間を設定したものでございます。

後期につきましては、そういう意味では、「長期展望計画」という位置づけの中で、引き続き同様の考え方に基づいて赤字削減の取り組みを進めていくという形での計画の見直しを行わせていただきたいと考えておるところでございます。

また、計画をどういうタイミングで見直していくのかというご質問でございます。

2ページの第3節の2の「計画の見直し」の第2段落に記載がございましたよ

うに、経済状況の悪化、制度改正ということで、見直しの契機につきましては記載をさせていただいております。今回の「コロナ禍の影響」につきましても、それこそ議会等でも、この「コロナ禍を踏まえて検討します。」という言い方はさせていただいております。

そういう意味では、検討しないことには、その影響の多寡がわからないだろうということで、コロナ禍の影響につきましても検討をいたしました。その検討をした結果といたしましては、現時点で事務局が把握し得る最新の情報が当初課税の状況でございますので、その当初課税の状況に基づいた結果として、「その影響は限定的であった」というような判断をさせていただいております。ただ、限定的とは言っても、影響が大きい世帯も当然ながらいらっしゃいますので、その中での「限定的」という表現でございます。

また、あわせて計画の見直しを、税率等を考えるに当たって、この計画を、目標をそこまで大きく変えずに判断をした一つの判断基準といたしましては、この計画を策定した当時の所得の状況等と比べてどうだったのかというところを事務局で確認をし、そのときよりは所得が増えているような状況もまたございますので、結果として目標の見直し、従前の目標を引き継ぐような形での計画の取り扱いという方向性にさせていただいたところでございます。

【会長代行】 机上配付資料の、先ほども読み上げたところで、第1の「概要」、1の「見直し」の(1)「コロナ禍の影響」の最後、「ただし、今後もコロナ禍の影響を注視する。」とあります。本文中にもあると思いますが、今後の経済状況なり所得の状況も含めてだと思いますが、コロナ禍の影響、いまだ感染者が増えている状況でありますけれども、コロナ禍だけでなく経済状況も引き続きいろいろ見ていくということは、事務局としても、計画との関係で必要があるという認識はあるということですね。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。コロナ禍が終わって、この計画の見直しという方向性を出したわけではございません。まだ、現段階ではそういう判断ができる。ただし、コロナ禍の影響というのは、最終的にどれだけ影響があるかわかりませんので、それは引き続き注視してまいりたいと思っています。

【会長代行】 あと2つお聞きしますが、計画（案）の18ページです。

これは、第1節、最後の4に「令和3年度時点での国、都、他自治体の動向」ですね。ここに書いてある記述は、第1段落は、国のことが書いてあって、その第1段落の最後のところに「法定外繰入（赤字）の解消については、今後の課題として位置づけられている。」と。

第2段落は、東京都の方針で、最初の1行目～2行目で、「削減・解消すべき赤字については、計画的・段階的に削減・解消すべきものとしている。」と。

私は、国のほうは自治体に対して法定外繰入を必ず解消しろと言っているわけではないけれども、東京都のほうで、都内自治体に対して割と強く言っていると思うんですね。東京都のほうで踏み込んで法定外繰入を解消しろと言っていると思いますが、基本的には、国の考え方というのは、法定外繰入の解消は求めるけれども、しかし、これは強制ではないという立場をとっていると思います。

それについて、国でさえそう言っているんだから、武蔵野市がさっと横並びで、これは目標を決めないとバスに乗りおくれるんだという話なのか、その考えを確認しておきたいと思います。

それから、もう一点聞きたいのは、計画（案）の21ページ、第2節の3番目、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策の話で、これは、武蔵野市独自の子どもに係る均等割の軽減策をつくったわけです。ただ、この段落の最後に「制度改正がなされるまでの間、武蔵野市独自の軽減策の実施を目指す。」とあって、国の均等割の子どもの軽減が、今度やられるわけですよ。それとの関係で、武蔵野市はどういう考えを持つのか。

ただ、市の考えをどうするかというのは、この計画（案）には書いていないですね。「(令和2年度武蔵野市独自制度創設)」としか書いていないので、ここで、計画の中にどういう方向性を示すのかというのが示されないと、多分次の話に行かないと思います。

今日の資料2に、「段階的に諮問を行う。」とあるので、計画（案）がどういう方向性になるのかがわからないと、次の議論に進まないと思います。

国の制度が始まるけれども、市のつくった制度との関係で、今、制度を利用されている方に不利にならないような形にすべきだと、私はと思いますが、そう

した方向性を、この計画（案）の段階で示す必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 まず、赤字繰入金について、都や国の考え方ということで、国の赤字解消についての意気込みは、強いと思っております。

いまだに赤字繰入を多額に行っている自治体が多いのは、東京都ですので、都としても、是正しなければいけないという意識は持っているように感じます。ただ、6月の全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（案）の議論の際には、菅首相の口から「赤字繰入金は解消すべきだ」というような話が出ているような状況でございます。

今後のことを考えると、赤字削減の取り組みというのは、より強く求められるものだと思っています。

また、赤字繰入金の議論で考えなければいけない部分といたしましては、要は被保険者の方の負担であると同時に、被保険者ではない市民の方の税金が、その他一般会計繰入金という形で国保の財政に入っているということでございます。そういう部分での均衡もあわせて考えた上で検討する必要があるかと思っております。

続きまして、21 ページの子どもの制度改正についてでございます。

こちらの記載内容については、国の制度を踏まえて市としてどうなのかという部分での記載というのは、ここには記載は、ご指摘のとおりございません。実態として、令和2年度、この記述に基づいて制度を創設したという部分を追記したところでございます。

この独自の軽減策を維持するかどうかということに関しては、一定選択肢としてこのような考え方があるということ、次期の運営協議会で示させていただくとともに、加筆する場合の案についても、あわせてご提示させていただいて、ご議論をしていただければと考えておるところでございます。

委員ご指摘のとおり、こちらの部分の記載をどうするかということも、実は今回の運営協議会の中での一つの課題だと思っております。

【委員】 当時、委員がおっしゃっていたのですが、基本的に財政は破綻するという話があり、私の考えでは、我々のような団塊の世代がこれからどんどん増えてい

けば、それを受け持つ現役が大変な状況になると、私は、発言の意味を、そのように理解しました。

したがって、現在、私は2割負担ですが、これは収入あるいは資産、何らかの条件で2割負担というものも排除して3割負担にするような方向もあるのではないかと。

話は変わりますが、某政党のビラの中に、保健所について、現在、市の市長が東京都に対して設置を求めているということがあります。したがって、健康保険課と保健所は一体的なものであり、さらに申し上げますと、2ページのデータヘルスは、この場では（これ以上の議論は）ないとおっしゃいましたが、昨年末にも私は、これではいけないということを行いました。

しかし、2ページに書いてあるデータヘルスというのは、国が既に改正案を出している以上は、それに従うべきであります。私の場合は、直轄の所管が経産省でした。経産省が実行するものに対応して、我々もやっていました。しかし、課長は、国は国、市は市とおっしゃいましたが、それは行政のあり方としては、現実の体験で、国に対応して我々は当時やってきました。

申し上げたいのは、某政党が言っておるのですが、財政は、コロナで国難とされているほどのことですが、したがって、赤字は、この1、2年は仕方がないことで、PCR検査は、私はできる限り無料で、あらゆる地域、社会にPCR検査をして、本来どこに原因があるのかと、つまり症状が出た人ではなくて武蔵野市民全員にPCR検査をかけて、そして、その原因、そして濃厚接触者、そしてそれを、要はコロナを撲滅するという意味においては、赤字は覚悟するべきだと。

整理して言いますと、国税も健康保険も我々団塊の世代がいる以上は、ここは負担を上げていくしかない。それから、健康保険が出てくる以上は、コロナの陽性率、病院の病床使用率、これは毎日テレビでやっておりますが、せめて市報には書いてほしいということです。

【会 長】 今のはご意見として頂戴したということによろしいでしょうか。保健医療担当の部長も、また何かの機会に、こういったご意見もあったということで受けとめていただければと思います。

【委員】　　そういう処理は、特にデータヘルスについてはまずいと思います。調べていただければわかりますが、今、国が求めているのは、マイナンバーカードと、それから医師会との協力によるカルテの標準化、それから、処方箋の電子化、そして、スマホを通じてどこに行ってもわかるような方法があって、それは国がやっていることだということに済ませると、これは2ページにもデータヘルス計画がありますが、従来のヘルス計画になってしまって、今、国がやっているデジタル化についてやればいいですが、会長がおっしゃったように、参考意見としてでは、これは武蔵野市民として大変困ると思います。

やはりどこかの箇所に、国がやっているデータヘルス計画の改正案に対して、武蔵野市としても、「できる限り検討したい」と書くべきですし、それからPCR検査は、ぜひとも無料で、赤字覚悟でやっていただきたい。

以上です。

【事務局】　　今いただきましたデータヘルス、国の集中改革方針ですか、プランにつきましては、今は国が進めていて、それに伴って当然医療機関も連携をしなければいけないとか、そういったことはあると思います。

ただし、この計画にどう書き込んでいくかというところは、今回議論していただきますのは財政健全化計画のところでございますので、違うところで、当然国が示された段階で市としても対応しなければいけない部分は出てくると思いますので、そういったあたりは必要に応じて対応してまいりたいと考えます。

PCR検査につきましても、現在、市としては、市だけでやるということではなくて広域でやるべきと考えてございます。東京都がモニタリング調査等を行っておりますので、その広域でそれぞれ感染状況を調べていただいて、そこで出た結果等をもとに対策を練っていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

【会長】　　よろしいでしょうか。

【委員】　　最後になりますが、今、部長がおっしゃったように、ある時期に書き込むということは、会議録にも書いてほしいと思います。つまり、このままで行けば不作為ということがあり得るので、ある時期が来たら必ず市としても書き込んでいただきたいと思います。

ただ、PCR 検査については、広域であればあるほど、先ほど言いましたように市報に、武蔵野について言えば、どういったところで検査をして、どういう結果があったということは、せめて出していただきたいと思います。

以上です。

【会 長】 要望として、よろしく願いいたします。

その他、ご質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。お時間の関係もありますので、あとお一人、2人と思っていますけれども。

【委 員】 今回の件というのは、まず論点は、説明資料にあるように、コロナ禍の影響ということだと思いますが、それは、この間、第1回の資料3でご説明いただいたように、私たちが普段報道を見て感じている肌感覚とは違っていて、限定的といったらいいのか、思ったよりもひどくない、リーマンショックのときに比べても半分ぐらいだということもわかっているし、ということで、これは、ちょっと意外と言えば意外には感じたんですけども、実態はこうなっている。

それで、これから詳細の数字というのは、武蔵野市でもいずれははっきり出てくると思うし、それから、国全体の数字も、この秋にはどんどん出てくるのだと思うのですが、思ったほどひどくはなかったというか、ひどくなった人は非常に限られた人だという言い方が正しいのでしょうかね。そういうことというふうには受け取れました。

なので、言ってみれば、当初の第1期の計画を粛々とやっていくという方向性は、これはあってしかるべきだなとは思いますが。

先ほどもちょっと説明がありましたが、その中で、500円ずつ3回に分けて積み増しをするところ、ここは、確かに目標が達成できなかったからという説明はわかるのですが、この点に関しては、やはり予定よりも、最初の計画より上げるわけなので、ここはどうしても必要になるのでしょうかね。ここの説明が、何かもう一つほしいような感じはいたしました。そこはいかがでしょうか。

それからあと、見直しの期間の目標をさらに8年増やして令和17年にもっていくというのも、よその自治体を見るとすごく早いところも遅いところもありますけれども、まあ妥当な線かなというふうには受けとめております。

それでは、1点目の質問について、もう一言お願いします。

【事務局】 目標を達成しなかったということで、税率の見直しをする見込みが出ている年度で積み増しをする形で計画の見直しをさせていただいております。

こちらの趣旨といたしましては、大きな方向性で言いますと、赤字を解消していく取り組みというのは継続的に求められるものと言わざるを得ないようなところがあるかと思っております。それを確実に遂行するために、被保険者の立場で考えますと、やはり一番影響が大きい状況というのは、急激に負担が上昇することだと考えております。

まずは、この財政健全化計画を確実に遂行する中で、目標達成のために必要な負担につきましては、できる限り平準化をして、ご負担をしていただく。そういうような趣旨で、当初計画から税率等の見直し年度については達成状況を踏まえて500円積み増しをさせていただいたという趣旨でございます。

【会長】 それでは、あとお一人ほど、ご意見がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

(意見等：なし)

本日の諮問事項は、財政健全化計画の一部修正、見直しでして、主な見直しが、これまで8年間で計画していた計画を16年間に、前半・後半と分けて期間を変更することと、それから今、課長から説明があったように、当初設定した保険税額では実績から見て達成が難しいので、前半のあと6年の間で若干見直しをしたいということだったと思います。

それについては、余りご意見がなかったもので、この諮問にどのようにお答えすればいいのか、取りまとめに悩むところでございます。

それと、もう一つ大事なのが、赤字繰入額の解消を目指さないという大変ですけれども、約半分を8年間で解消しようということで当初始まっていたものですが、この間、立川市以外の他の市区では解消年度を設定していることから、本市でも定める必要があるのではないかというふうな、今回、修正の提案でございます。

これについて、若干お時間をいただいて皆様と議論を深めたいと思いますので、今申し上げた点については、また次回、より深いご意見をいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

それとあと、先ほど委員からご指摘のあった武蔵野市独自の子育て世帯の軽減策と、今後、国の全世代型の子育て世帯減免との整合性については、先ほど課長から、何か加えての資料が次回に出るようなお話でしたけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【会 長】 それでは、子育て世帯の減免のあり方も含めて、次回、皆様と、今回の諮問事項についての成案を得られるような議論をしていきたいと思いますので、どうぞご協力のほどをお願いいたします。

何か今の、次回以降の協議の持ち方についてのご質問はありますか。

(質問等：なし)

それでは、本日はこのあたりで質疑を終了させていただきまして、この諮問案については次回協議をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次は、議題(2)の「その他」について、事務局からお願いします。

【事務局】 本日はありがとうございました。

議題(2)の「その他」でございますけれども、次回の日程でございます。次回は9月1日、水曜日、本日より同じ時間で、同じ会議室で、この「財政健全化計画」につきましてご議論をいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

【会 長】 オンライン開催ということではなく、実際にご参集いただくということでもよろしいですね。

【事務局】 現時点での緊急事態宣言が8月31日までだと思いますが、その近辺の状況を見ながら、オンライン開催を含めて、そのあり方につきましては会長とご相談をして、またご連絡をしたいと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】 それでは、特段の状況の変化がなければご参集いただくということで、よろしくお願いたします。
皆様から何かございますか。

(発言等：なし)

それでは、若干時間が残っておりますけれども、本日は、これをもって運営協議会を終了したいと思います。
ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —